

氷見市ふるさと納税支援業務委託
企画提案募集要領

氷見市ふるさと納税支援業務（以下「本業務」という。）を委託契約するにあたり、公募型プロポーザル方式により、最も優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

1 業務名 氷見市ふるさと納税支援業務

2 業務目的

ふるさと納税制度を活用し、氷見市の取り組みに共感し応援してくださる寄附者を増やすとともに、返礼品の提供を通じて本市及び本市特産品等の魅力を広く発信するため、氷見ならではの魅力的な返礼品の開発、寄附情報の一元管理、寄附金受領証明書等の発行、返礼品の発送・発送管理、ワンストップ特例申請の受付等の業務を効率的かつ効果的に行うことを目的とする。

3 業務期間 契約締結の日から令和10年3月31日まで

- ・契約締結日から令和7年3月31日までは業務開始に向けた準備期間とし、原則として本業務に係る手数料等は発生しないものとする。
- ・本業務に係る契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約とし、契約締結日の属する年度の翌年度以後において、歳入歳出予算の当該金額について増・減額又は削除があった場合は、契約を変更又は解除することができるものとする。
- ・受注者が本業務（「氷見市ふるさと納税支援業務委託プロポーザル仕様書」に記載の業務）の一部又は全ての履行が不能となった場合、本市は、契約期間中であっても契約を解除することができるものとする。この場合、本市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。

4 業務内容 別紙「氷見市ふるさと納税支援業務委託プロポーザル仕様書」のとおり

第2 手数料（上限額）（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

1 本業務に係る手数料率 寄附金額の5.5%

※ただし、返礼品の発送のない寄附や「さとふる」、「三越伊勢丹ふるさと納税」、現地決済型ふるさと納税での寄附については対象外とする。

2 寄附金受領証明書等発行代行手数料（郵送料込）

圧着ハガキ：1件あたり173円（費用＋郵送費）

封筒（ワンストップ特例申請用紙含む）：1件あたり207円（費用＋封筒代＋郵送費）

3 ワンストップ特例申請受付等代行手数料

紙申請：1件あたり275円

電子申請：1件あたり165円

電子申請月額利用料：月額33,000円

※以下の費用は含まないものとする。

- ・ワンストップ特例申請用紙の自治体とスキャン作業場所間の送付費用
- ・本市が契約している寄附受付ポータルサイトの利用に係る使用料及び手数料
- ・クレジットカード決済等の決済手数料
- ・返礼品の調達及び発送に要する費用

※価格提案の詳細については3ページ 第5 3 企画提案書等の提出（1）②を参照。

第3 応募資格要件

本企画提案に応募できる者に必要な資格及び要件は、次のとおりとする。

なお、本企画提案募集は、ふるさと納税ポータルサイトの運用・管理をはじめ、返礼品の開発に関する業務、寄附金受領証明書等の作成・発送、ワンストップ特例申請の受付・審査まで多岐にわたることから、多様な企業の参加を募ることを目的として、共同事業体の参加も認めるものとする。

（1）氷見市契約規則第3条に規定する入札参加資格者名簿に登録された者であること。

※未登録の場合は、参加申請とともに入札参加資格申請を行うこと。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。

（3）氷見市競争入札参加資格者指名停止期間中の者でないこと。

（4）本業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、氷見市の令和5・6年度「物品購入等に係る入札参加資格審査申請書提出要領」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。

（5）直近1年間に国税・地方税の滞納をしていないこと。

（6）次のいずれかの手続きをしている者又はされている者ではないこと。

① 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）。

② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）。

③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てをしている者又は破産手続き開始の申立てがされている者（同法第30条第1項に規定する破産手続き開始の決定を受けた者を除く。）。

（7）政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しないこと。

（8）宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しないこと。

（9）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用者又は入札代理人として使用しないこと並びに富山県暴力団排除条例（平成23年3月18日制定）又は合同自治体を構成する市町の暴力団排除条例に基づく指名除外中でないこと。

(10) 随時、迅速かつ具体的な連絡・協議等が可能な者であること。

第4 スケジュール

1	企画提案募集開始	令和6年11月15日(金)
2	企画提案書作成等に関する質問の受付期限	令和6年11月27日(水) 16時まで
3	企画提案への参加申込期限	令和6年12月 6日(金) 16時まで
4	企画提案書等の提出期限	令和6年12月23日(月) 16時まで
5	第一次選考	令和6年12月25日(水) 16時まで
5	企画提案者プレゼンテーション及び選考	令和7年 1月上旬
6	評価結果の通知	令和7年 1月中旬
7	契約締結	令和7年 1月下旬
8	ポータルサイト受付開始	令和7年 4月 1日(火)

第5 応募手続

1 企画提案書作成等に関する質問の受付

(1) 受付期限 令和6年11月27日(水) 16時まで(必着)

(2) 提出方法

質問は、質問書(様式第1号)を用いて、電子メールにより提出し、必ず着信を電話にて確認すること。

提出先電子メールアドレス: shokokanko@city.himi.lg.jp

(3) 質問に対する回答

提出された質問に対する回答は、氷見市ホームページに掲載し、個別には回答しない。

URL: <https://www.city.himi.toyama.jp/gyosei/shisei/shinoseisaku/>

2 企画提案への参加申込

(1) 提出書類 1部

企画提案参加申込書兼誓約書(様式第2号)

(2) 提出期限 令和6年12月6日(金) 16時まで(必着)

(3) 提出方法 持参又は郵送とする。

(4) 提出先 氷見市産業振興部商工観光課

〒935-8686 富山県氷見市鞍川1060番地

3 企画提案書等の提出

(1) 提出書類 8部(正本1部、副本7部)

① 企画提案書(任意様式。A4判、カラー、片面印刷)

企画提案書は、第5の4「企画提案書に記載する事項」に基づいて作成すること。

② 参考見積書(様式第3号)

次の項目ごとに手数料・金額を記載した明細を記載すること。

ア 返礼品発送代行業務に係る手数料率

イ 寄附金受領証明書等発行代行手数料(郵送料込)

寄附金受領証明書、ワンストップ特例申請書、返信用封筒の印刷及び発送代行に要する費用(発送に係る郵便料及び用紙・封筒代等を含めること。)

ウ ワンストップ特例申請受付等代行手数料（電子申請含む）

ワンストップ特例申請（紙・電子）受付及びデータの作成に係る業務に要する費用。ワンストップ特例電子申請に係るシステム等利用料が発生する場合は月額利用料を記載すること。

エ 上記費用とは別に本市に負担が発生する経費がある場合は備考欄に記載すること。

※ワンストップ特例申請用紙の自治体とスキャン作業場所間の送付費用、各ポータルサイトの使用料、クレジットカード等の決済手数料、返礼品の調達費用及び発送費用は含まないものとする。

③ 共同事業体協定書等の写し（該当する場合のみ）

④ 提出期限 令和6年12月23日（月） 16時まで（必着）

⑤ 提出方法 持参又は郵送とする。

⑥ 提出先 氷見市産業振興部商工観光課

〒935-8686 富山県氷見市鞍川1060番地

4 企画提案書に記載する事項

別紙「氷見市ふるさと納税支援業務委託プロポーザル仕様書」に掲げる業務を遂行するための具体的な手法を次の項目ごとに記載すること。

I 表紙

「業務名」、「事業者名」、「住所」、「代表者名」、「担当者名（所属、職、氏名）」及び「連絡先（電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス）」を記載すること。

II 目次

本文の項目及びページ番号を記載すること。

III 本文

（1）総括

① ふるさと納税業務又は同種の業務についての実績

② 本業務の業務実施体制

全体の体制図や本業務における連携体制・配置人員・業務担当予定者の経歴を記載すること。

緊急時やコールセンター業務、返礼品提供事業者との相談業務における連携体制・配置人員を記載すること。

（2）寄附・帳票・配送業務の遂行に係る実績や提案

① 寄附情報等の管理体制（システム）及び情報セキュリティ体制の提案

本市が寄附を受け付ける全てのポータルサイト及びポータルサイト以外からの寄附申込について、一元的な情報管理を行うことを可能とする体制及び情報セキュリティ体制について提案すること。

② 寄附金受領証明書・ワンストップ特例申請書等の帳票の発送業務体制の提案

ワンストップ特例申請書を寄附者から直接受け付けるとともに、提出書類の確認、不備がある場合の寄附者への連絡・返送・再受付、受付完了時の寄附者への連絡及びeLTAシステム用寄附者データの作成を行うことを可能とする体制につ

いて提案すること。

③ 返礼品の在庫管理・品質管理・配送管理業務体制の提案

(3) 寄附額の受入拡大についての実績や提案

- ① 本業務と同種の業務の過去3年間（令和3年度～令和5年度）の受注実績【業務名、発注者、契約金額、業務内容、契約期間、成果等】を最大5件まで記載し、業務実績を示す資料があれば添付すること。また、本市の令和7年度から令和9年度までの寄附額目標を記載し、寄附額増加の提案について具体的な戦略を示すこと。その際に、本市のふるさと納税事業に対する認識・分析を記載すること。
- ② 本市との打ち合わせ、返礼品提供事業者等を対象とした勉強会の開催などに関する提案について、具体的な方法を示すこと。

(4) 新規返礼品の開発についての実績や提案

- ① 本業務と同種の業務の過去3年間（令和3年度～令和5年度）に新規に開発した返礼品実績【返礼品名、寄附金額、件数】を最大5件まで記載し、業務実績を示す返礼品紹介ページを添付すること。
- ② 本市の地域特性等を踏まえた、将来の魅力ある返礼品に繋がる独自の具体的な提案を示すこと。
地域特性の例：海で獲れる漁獲量により返礼品の在庫が左右され、生産量に上限があること。氷見牛の頭数に限りがあり、在庫が豊富ではないことなど。
- ③ 返礼品提供事業者への訪問を密に行い、新規返礼品を数多く開発する提案について具体的な方法（件数や品目など）を示すこと。

(5) 既存返礼品のブラッシュアップについての実績や提案

- ① 本業務と同種の業務の過去3年間（令和3年度～令和5年度）に既存返礼品をブラッシュアップした実績【返礼品名、寄附金額、件数】を最大5件まで記載し、業務実績を示す返礼品紹介ページを添付すること。また、ブラッシュアップ業務についてスケジュールを含め具体的な方法を示すこと。
- ② 既存返礼品を魅力的に見せるために、本市又は返礼品提供事業者の希望に応じて、プロ等による返礼品の写真撮影や文字入れ等の画像加工を実施するための、具体的な方法を示すこと。

(6) ポータルサイトにおける本市ページのブラッシュアップと差別化についての実績や提案

- ① 本業務と同種の業務の過去3年間（令和3年度～令和5年度）にポータルサイトの自治体トップページをブラッシュアップした実績【自治体名、ポータルサイト名】を最大2件まで記載し、ポータルサイトの自治体トップページを添付すること。また、提案についてスケジュールを含め具体的な方法を示すこと。
- ② 「さとふる」「三越伊勢丹ふるさと納税」を除く各ポータルサイトの本市ページにおいて、返礼品情報の掲載や更新等を、本市又は返礼品提供事業者からの情報掲載や更新等の依頼等に応じて迅速に対応できる体制について提案すること。

(7) 経費負担軽減の提案

- ① 本市の経費負担の軽減につながる具体的な方法を提案すること。

(8) 返礼品提供事業者の相談しやすい体制づくり

- ① 返礼品の増加、魅力ある返礼品の出品に繋がる返礼品提供事業者との密なコミュニケーションがとれる相談体制について具体的な方法を示すこと。
 - ② 本業務と同種の業務の過去３年間（令和３年度～令和５年度）に提案した実績【自治体名、提案内容】を最大５件まで記載し、業務実績を示す資料があれば添付すること。
- （９）本市及び市内事業者の新たな代行事業者への円滑な移行
- ① 現在本市で利用している寄附情報等の管理システムの情報を、そのまま引き継ぎ、利用することを可能とする体制について提案すること。
 - ② 令和７年４月１日のポータルサイト運用開始までの、返礼品の商品ページの写真撮影や紹介文の作成、ページの更新、返礼品提供事業者に対する返礼品登録時の説明会の実施などの移行に必要なスケジュールを提案すること。

第６ 企画提案に対する評価

- １ 本プロポーザルは事務局（「第５ 応募手続 ２（４）提出先」に同じ。）において、業務理解・業務執行体制面による１次選定（以下「１次選定」という。）と、具体的な業務内容面（プレゼンテーションを含む。）及び経費に基づいた選定（以下「２次選定」という。）の２段階で実施する。
- ２ １次選定について

事務局において、業務理解・業務執行体制面について評価基準に基づき評価を行い、評価点の合計が５４点（評価点上限の合計点の６０％。）以上の上位５者を２次選定候補者とする。ただし、評価点の合計が同点であることにより、６者を超える場合はこの限りでない。
- ３ ２次選定について
 - （１）実施日 令和７年１月上旬を予定 ※実施日時は別途連絡する。
 - （２）実施方法
 - ①プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の到着順とする。
 - ②プレゼンテーションによる企画提案書の説明は２５分以内（準備時間は除く。）とする。
 - ③プレゼンテーションには、業務担当予定者を出席させるものとする。
 - ④プレゼンテーション後の評価委員からの質疑は２０分程度とする。

第７ 契約候補者の選定

- １ 契約候補者の選定方法

別に定める「氷見市ふるさと納税支援業務委託プロポーザル評価要領」に基づき、評価委員が企画提案書等を評価、採点し、評価点数が最も高い者を契約候補者として選定し、以下、順位をつける。

なお、評価過程は非公開とする。
- ２ 応募者が１者の場合の取扱い

総合評価点の７０点以上を満たす場合は、当該企画提案者を契約候補者とする。
- ３ 契約候補者の選定及び評価結果の通知及び公表
 - （１）評価結果は、各企画提案者に書面により通知し、契約候補者の選定について、氷見市ホームページにおいて公表する。

(2) 評価結果に対する異議を申し立てることはできないものとする。

第8 契約の締結

- 1 企画提案（プロポーザル）の評価結果に基づき、契約候補者として選定された者と氷見市が協議し、本業務に係る仕様を確定した上で見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。この場合において、辞退その他の理由で契約できない場合は、評価結果により順位付けた上位の者から順に、契約の交渉を行うものとする。
- 2 本プロポーザルは、氷見市令和6年度12月補正予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務である。したがって氷見市議会において12月補正予算が否決された場合は、委託契約は締結しないものとする。なお、契約しなかった場合においても、応募者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む。）、提供した知見の対価等については、一切補償しない。

第9 企画提案書等の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。なお、第7（契約候補者の選定）により選定された契約候補者の企画提案書等が無効となった場合は、評価により順位付けた企画提案者の順位を繰り上げ、契約候補者とする。

- 1 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 評価の公平性を害する行為があった場合
- 4 評価結果が確定するまでの間に、評価委員又は事業担当課等関係者に本企画提案に対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- 5 第2 手数料（上限額）を超えた場合

第10 その他必要な事項

1 契約に関する条件等

(1) 成果品の利用

本業務による成果品及び策定過程で撮影した画像等の著作権は発注者に帰属するものとし、発注者は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、媒体間の連携や関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応すること。

(2) 成果品の権利等

- ① 制作物は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- ② 人物を採用する場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。
- ③ 成果品及び制作過程で撮影した画像等について、発注者に対し受注者は著作者人格権の行使を行わないものとする。

(3) 機密の保持

受注者は、本業務（業務の一部を第三者に委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要

な措置を講じなければならない。本業務終了後もまた同様とする。

(4) 個人情報の保護

受注者は、本業務（業務の一部を第三者に委託した場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、氷見市個人情報保護条例（平成13年3月19日第1号）を遵守しなければならない。

2 その他

(1) 企画提案書等の作成、応募等に要する費用については、全て企画提案者の負担とする。

(2) 提出された書類等は、返却しない。

(3) 提出された書類等は、提出者に無断で本企画提案募集以外には使用しない。

(4) 提出された書類等は、評価及び説明のために、その写しを作成し、使用することができる。

(5) 提出された書類等は、当該書類等の受理後においては、差し替え、追加、削除等は一切認めない。

(6) 企画提案者は、企画提案書等の提出をもって、本募集要領の記載内容に同意したものとする。

(7) 企画提案書等に虚偽の記載をした者に対して、氷見市入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止を行うことができる。